

1. 積雪荷重について

岩手県建築基準法施行細則第15条で規定しています。

(積雪荷重)

第15条 政令第86条第2項ただし書の規定に基づき知事が定める多雪区域は第3項の規定による垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。

2 前項の規定による多雪区域内の積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上としなければならない。

3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。

$$d = \alpha \cdot l s + \beta \cdot r s + \gamma$$

この式において、 d 、 $l s$ 、 γs 、 α 、 β 及び γ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

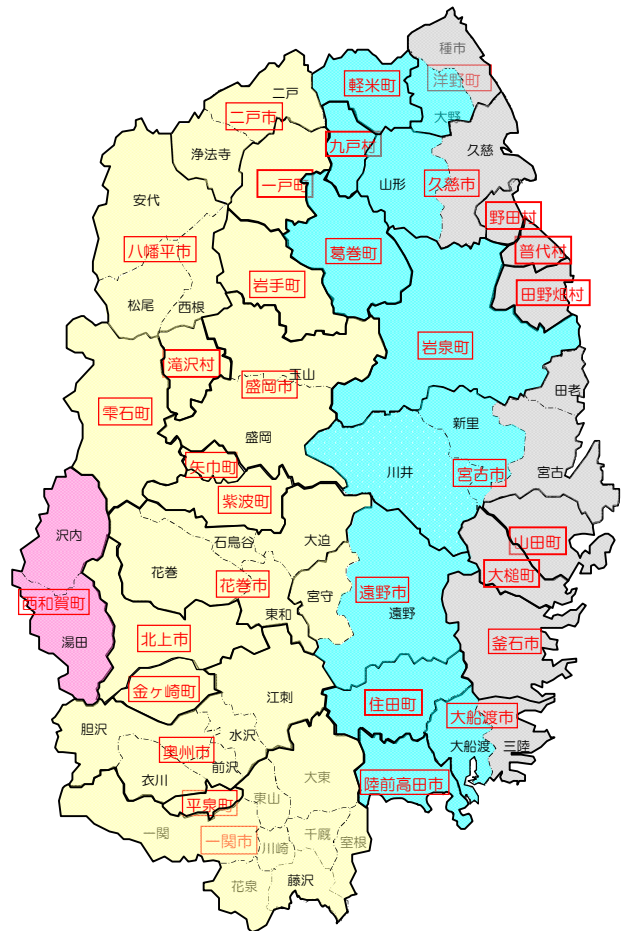
d 垂直積雪量 (単位 メートル)

α 、 β 、 γ 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値

$l s$ 敷地の位置の標高 (単位 メートル)

$r s$ 敷地の位置の海率 (区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径 (単位 キロメートル) の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するもの面積の割合をいう。)

区 域	α	β	γ	R
西和賀郡	0.004	0.40	1.65	40
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村	0.0021	-1.19	1.16	20
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 下閉伊郡岩泉町 九戸郡(洋野町のうち平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域及び野田村を除く。)の区域	0.0019	0.25	0.39	40
遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域 上記以外の市町村(盛岡市を除く。)	0.0015	0.00	0.58	0



標高及び海率は、国土地理院の地理院地図等で計画地の値を採用してください。

2. 凍結深度について

平成12年建設省告示第1347号に規定する凍結深度について、県が定めている数値はありません。

設計者が様々な資料やデータを参考にし、敷地の実況を調査し、自らの判断により凍結深度を設定していただくことになっております。

参考書籍 構内舗装・排水設計規準及び参考資料 編集・発行 一般社団法人 建築協会

3. 風圧力について

令第87条及び平成12年建設告示第1454号により算定してください。

Vo: その地方における基準風速

区 域	Vo(m/s)
二戸市、九戸村、軽米町、洋野町	34
八幡平市、一戸町、葛巻町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村	32
上記以外の市町村(盛岡市を除く)	30

告示に掲げる区域については、告示の制定時における行政区区分のため、上記の表については、現在における行政区区分としています。

地表面粗度区分

地表面粗度区分		Z _b (単位メ ートル)	Z _G (単位メ ートル)	α
I	極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	5	250	0.10
II	地表面粗度区分 I 若しくは地表面粗度区分 IV の区域以外の区域のうち、海岸線若しくは湖岸線(対岸までの距離が1,500メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が500メートル以内の地域(建築物の高さが13メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200メートルを超え、かつ、建物の高さが31メートル以下である場合除く。)又は当該区域以外の地域のうち、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が規則で定める区域	5	350	0.15
III	地表面粗度区分 I、II 又は IV 以外の区域	5	450	0.20
IV	都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	10	550	0.27

岩手県において規則で定める区域はありませんので、計画地の実情に応じた地表面粗度区分としてください。

